

別表

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
浴槽 (湯沸器含む。)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	91,000円	8年
入浴担架	原則として3歳以上、下肢又は体幹機能障害1級又は2級(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
入浴補助用具	原則として3歳以上の下肢又は体幹機能障害者で、入浴に介助を必要とするもの	入浴時に移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用しうるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
移動用リフト	原則として3歳以上、下肢又は体幹機能障害1級又は2級のもの	障害者を移動させるに当たって、介護者が容易に使用しうるもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	250,000円	4年
歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等)	原則として3歳以上、平行機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもので、家庭内の移動において介助を必要とするもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
便器	原則として学齢児以上、下肢又は体幹機能障害1級又は2級のもの	洋式のもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4450円 (手すり5400円)	8年
特殊便器	①原則として学齢児以上の知的障害者で、最重度又は重度の自ら排便の処理が困難なもの ②原則として学齢児以上、上肢1級又は2級のもの	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
特殊マット	①原則として3歳以上の知的障害者で最重度又は重度のもの ②原則として3歳以上18歳未満の下肢又は体幹1級又は2級 ③18歳以上の下肢1級(常時介護を要するものに限る。)	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したものの	19,600円	5年
頭部保護帽	知的障害者で最重度又は重度のもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円	3年
訓練いす	原則として3歳以上18歳未満で、下肢又は体幹1級又は2級のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上、音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由で、音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年

火災警報器	①身体障害者で1級又は2級のもの ②知的障害者で最重度または重度のもの (①・②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの (1世帯につき2台限度)	1台 12,000円	8年
自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消化し得るもの	28,700円	8年
特殊寝台	原則として学齢児以上、下肢又は体幹機能障害1級又は2級のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
体位変換器	原則として学齢児以上、下肢又は体幹機能障害1級又は2級のもの (下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。)	介護者が、障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
特殊尿器	原則として学齢児以上、下肢又は体幹1級のもの (常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上、視覚障害1級又は2級のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生 85,000円 再生専用 35,000円	6年
盲人用時計	18歳以上で視覚障害1級又は2級のもの (音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	解読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
点字タイプライター	視覚障害1級又は2級 (本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者に限る。)	視覚障害者が容易に操作できるもの	63,100円	5年
盲人用音声式体温計	原則として学齢児以上、視覚障害1級又は2級のもの (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
盲人用体重計	18歳以上で視覚障害1級又は2級のもの (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年

電磁調理器	①18歳以上で視覚障害1級または2級のもの ②18歳以上で上肢障害1級または2級のもの ③18歳以上で下肢又は体幹1級のもの（①・②・③のいずれも、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） ④18歳以上の知的障害者で、最重度又は重度	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の視覚障害者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの	198,000円	8年
歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児以上で、視覚障害1級または2級のもの（2級の者は、送信機のみに限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の身体障害者であって、必要と認められるもの）	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	250,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上で、視覚障害1級または2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上で聴覚障害2級のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
聴覚障害者用通信装置	原則として学齢児以上、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般に電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの	71,000円	5年
フラッシュベル	原則として学齢児以上で、聴覚又は音声、言語機能障害3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	12,400円	10年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
会議用拡聴器	原則として学齢時以上で、聴覚障害4級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	38,200円	6年

携帯用信号装置	原則として学齢時以上で、聴覚又は音声、言語機能3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20, 200円	6年
ガス安全システム	①18歳以上で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）②18歳以上で、下肢又は体幹機能障害1級のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	警報器からの信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42, 200円	8年
酸素吸入装置	原則としておおむね18歳以上で、呼吸器障害が3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。）	酸素ボンベ、スタンド、吸入マスクを一体とするもの	46, 400円	10年
酸素ボンベ運搬車	原則としておおむね18歳以上で、呼吸器障害が4級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けた者に限	障害者が容易に使用し得るもの	17, 000円	10年
ネブライザー（吸入器）	原則として学齢時以上で、呼吸器機能障害3級以上のもの、又は同程度の身体障害者が必要と認められるもの	障害者が容易に使用し得るもの	36, 000円	5年
電気式たん吸引器	同上	障害者が容易に使用し得るもの	56, 400円	5年
空気清浄器	18歳以上で、呼吸器障害3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33, 800円	6年
透析液加湿器	原則として3歳以上で、人工透析を必要とするもの（自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加湿器で、一定温度に保つもの	51, 500円	5年
ルームクーラー	18歳以上で、頸髄損傷等により体温調整機能を喪失したもの（医師により、体温調整機能を喪失したものと認められた者に限る。）	障害者が容易に使用し得るもの	100, 000円	6年
収尿器	原則として18歳以上で、脊髄損傷等により排尿機能障害のある方	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製またはゴム製	（男性用） 普通型 7, 700円 簡易型 5, 700円 （女性用） 普通型 8, 500円 簡易型 5, 900円	1年

ストマ用装具	原則として18歳以上の膀胱・直腸機能障害のある方	(蓄便袋) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	1ヶ月分 10,000円	使い捨て で原則 4ヶ月分 ずつ給付
		(蓄尿袋) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製		
歩行補助つえ	原則として3歳以上の平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害の方	1本杖のみ	8,000円	4年
人工喉頭	咽頭摘出された方	(笛式) 吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000円 (気管カニューレ付きは、 3,100円増し)	4年
		(電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円 (電池又は充電器を含む)	5年
点字器	視覚障害者1級又は2級のもの	標準型 ①32マス18行 両面書真鍮板製 ②プラスチック製	①10,400円 ②6,600円 (点筆も含む)	7年
		携帯用 ①32マス4行 片面書アルミニウム製 ②プラスチック製	①7,200円 ②1,650円 (点筆も含む)	5年
居宅生活動作補助用具	原則として3歳以上、下肢又は体幹機能障害1級又は2級のもの	障害の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	10年